

郡山市老朽空家除却費補助金

不良度測定基準の例

(老朽度合の高い空家に限られます。)

不良度測定基準による評点の合計100点以上が必要となります。

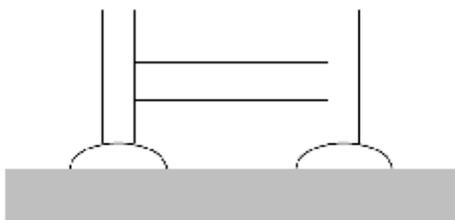
〈不良度測定基準〉

評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高評点
1	構造一般の程度	(1)基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		(2)外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2	構造の腐朽又は破損の程度	(3)基礎、土台、柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		(4)外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
			イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		(5)屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25	
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50	
		3	防火上又は避難上の構造の程度	(6)外壁	
イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が三以上あるもの	20				
(7)屋根	屋根が可燃性材料でふかかれているもの			10	
4	排水設備	(8)雨水	雨樋がないもの	10	10

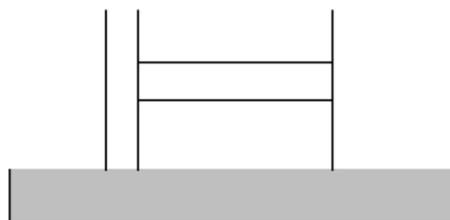
備考 1の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に應ずる各評点のうち最も高い評点とする。

評価区分	評価項目	評価内容	評価点
1	構造一般の程度	(1)基礎 ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10
		イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20
	(2)外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25

基礎



基礎が玉石の例



基礎がない例

外壁 パネル壁材張、モルタル塗り、下目板張、羽目板張など通常使用されている外壁材及び構造と比較して、耐力等が著しく劣る材料又は構造のもの

評価区分	評価項目	評価内容	評価点
2	構造の腐朽又は破損の程度	(3)基礎、土台、柱又ははり ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50
		ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100



一部の柱が傾斜している例



柱の変形が著しく崩壊の危険がある例



柱の数箇所に破損がある例



柱、はりの破損や変形が著しく崩壊の危険がある例

評価区分	評価項目	評価内容	評価点
2	(4)外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15
		イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25
	(5)屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25
		ウ 屋根が著しく変形したもの	50



外壁の仕上材の一部がはがれ、
下地が露出している例



外壁が剥落し、著しく下地が露
出するとともに、壁体を貫通する
穴を生じている例



瓦の一部に剥離とズレがあり、
雨漏りのある例



アスファルト屋根等の一部に
ズレがあり、雨漏りのある例

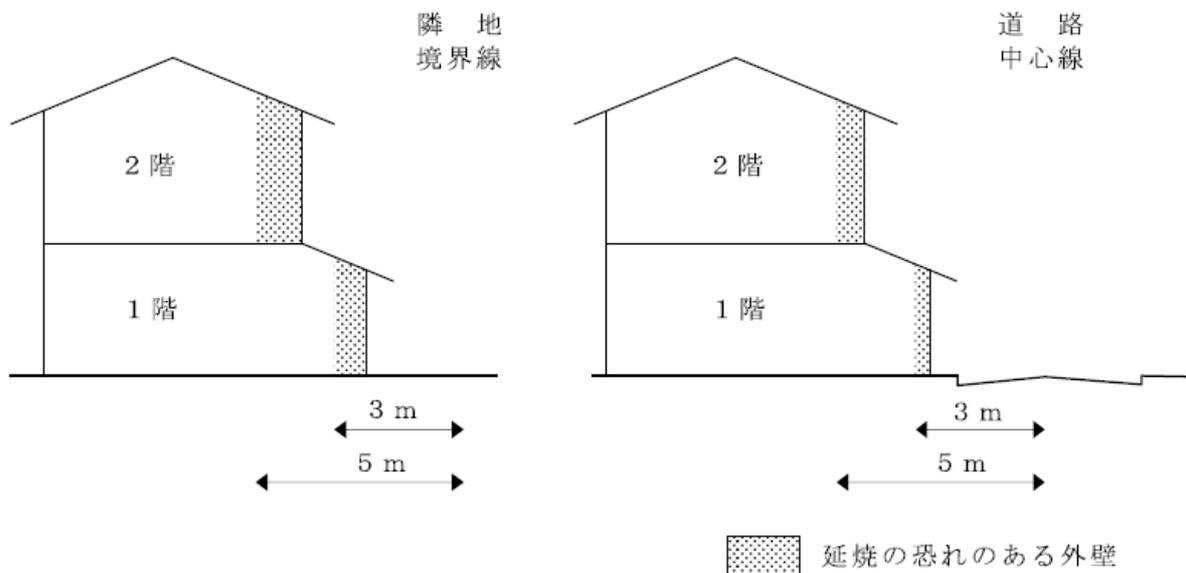


軒の裏板、たる木等が腐朽し、
軒が垂れ下がっている例



屋根に不陸がある例

評価区分	評価項目	評価内容	評価点	
3	防火上又は避難上の構造の程度	(6)外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	10
			イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が三以上あるもの	20
		(7)屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10
4	排水設備	(8)雨水	雨樋がないもの	10



屋根材がワラの例



雨樋が壊れており、機能的には雨樋はないと同様の例